

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 8 月 1 日
担 当 課	農政課

契約業者名・住所	一般社団法人 松戸市観光協会 松戸市本町 7－3
工事等の名称	「まつどの梨」PR 動画制作業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	動画制作・プロモーション
工事等期間	令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	3, 5 0 0, 0 0 0 円
工事等の概要	企画・構成、動画の撮影・編集、プロモーションの実施・展開
随意契約の理由	本業務は、本市の主要な特産品である「まつどの梨」の旬の魅力を映像化し、さらなる販売促進や観光客の誘致、ブランド認知度向上を図るための動画制作を行うものである。 また、令和 9 年 3 月に横浜市で開催される『国際園芸博覧会』において、「二十世紀梨」の歴史や本市並びに鳥取県内における梨の展示品、倉吉市との梨の交流などを記録に残し、プロモーション動画を制作し、本市の認知度向上と都市イメージを向上させ、市への愛着を高め誇りの醸成に繋げていくことを目的としている。 当該団体は、本市観光の魅力やニーズを深く把握するとともに、長年にわたり松戸市観光梨園組合連合会の事務局を担っており、地元梨園やとうかつ中央農業協同組合等との強固なネットワークと信頼関係を既に構築しており、果実の生産現場や収穫時期の最適なタイミングを含め、本動画制作のストーリーを最も深く把握している。

	また、本動画の制作にあたっては、鳥取県内における梨の展示品などを記録に残すことを業務の一つとしており、倉吉市をはじめ、鳥取県に関する関係機関との調整力や撮影協力などのネットワークを円滑に確保できるのが、事実上当該団体に限られ、一からリサーチを行う民間業者に比べ、既存の素材や知識を活用できるため、コストや期間を大幅に削減可能となる。 さらには、動画を制作して終わりではなく、当該団体が持つ公式SNS、観光案内所等の既存インフラで即座に発信・活用できることも強みであり、かつメディアへの継続的なアプローチを必要とする特殊性のある業務を実施してきた実績を多く有することから、観光プロモーションの視点からも、当該団体と一体となって実施するのが最も効果的であると思慮される。 以上のことから、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用して随意契約とし、見積徴取の相手方としては、松戸市財務規則第138条第1項第1号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」を適用し、一般社団法人 松戸市観光協会の1者を選定する。
--	--